

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際経済に関する取組		評価方式	総合	番号	8
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	13, 109, 900	600, 640	9, 712, 555		306, 600	
（ 補 正 後 ）	12, 484, 994	600, 475				
前年度繰越額（千円）	1, 874, 449	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	△ 43, 202	0				
歳出予算現額（千円）	14, 316, 241	600, 475				
支出済歳出額（千円）	13, 315, 711	485, 935				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	1, 000, 530	114, 540				
	【 1. 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】 （ 1 ） 目標 日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の我が国にとって望ましい形での最終妥結に向けて取り組む他、貿易を通じた開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争解決制度の活用等を行う。EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速し、早期の合意を目指すとともに、平成22年10月に策定される予定の「基本方針」に基づき、新規交渉の立ち上げを目指す。 （ 2 ） 測定方法 （イ）WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けた我が国の貢献度合いや、WTO紛争解決制度の活用度合いを勘案して判断する。 （ロ）経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域ワイドのEPAの研究に関する取組について勘案して判断する。					

達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	【2. グローバル化の進展に対応する国際的な取組】 (1) 目標 G8・G20においては、平成22年度にカナダで開催されたG8ムスコカ・G20トロント・サミット及び韓国でのG20ソウル・サミットのフォローアップを確実にを行うとともに、平成23年度にフランスで開催されるG8・G20サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に積極的に貢献していく。OECDにおいては、OECDの諸活動への参加を通して国際経済秩序形成に積極的に参画する。 (2) 測定方法 (イ) G8・G20サミットの成果文書やその他のG8・G20の活動に対する我が国の貢献の度合いや、その際、我が国にとって望ましい政策が反映されているかを勘案して判断する。 (ロ) OECDの理事会、委員会等の文書・提言等の策定、及びその普及に対する我が国の貢献の度合い等を勘案して判断する。
	【3. 重層的な経済関係の強化】 (1) 目標 (イ) 本年の日本APECにおいて合意を目指しているAPECの新たなビジョンの達成に向けて、2011年のAPECの議長である米国と密接に協力をしながら、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的取組を進める。 (ロ) 日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等において、日・EU経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議を進展させる。 (2) 測定方法 (イ) APECの首脳・閣僚会議等の成果文書及び作業部会におけるプロジェクト等の活動に対する我が国の貢献度合い、その際、我が国にとって望ましい政策が反映されているかを勘案して判断する。 (ロ) 日・EU定期首脳協議、日EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等を通じていかなる日EU経済関係強化の具体策が実現したかを勘案して判断する。また、国際社会の共通課題についての協議の内容の深化を勘案して判断する。
	【4. 経済安全保障の強化】 (1) 目標 エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること。具体的には、①我が国へのエネルギー・資源の安定供給を確保するとともに、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図ること、②食料価格高騰問題への対応やFAO改革の推進により、世界の食料安全保障に資すること、③マグロ類、鯨類をはじめとする海洋生物資源について国際的な資源管理を通じて、我が国の漁業の安定と利益を確保すること。 (2) 測定方法 (イ) エネルギーおよび鉱物資源：「資源確保指針」にもとづく資源の安定供給や省エネルギー及び再生可能エネルギーの促進の度合い、関係国際機関等からの我が国の貢献に対する評価を勘案して判断する。 (ロ) 食料安全保障：海外農業投資の促進等による我が国への食料安定供給の確保、世界の食料供給の改善及び飢餓状況の改善に対する貢献の度合いを勘案して判断する。 (ハ) 漁業：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の促進の度合い、国際機関及び国際会議等を通じた国際協力促進に対する我が国の貢献度合い等を勘案して判断する。
	【5. 海外の日本企業支援と対日投資の促進】 (1) 目標 日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資の促進等を通じて日本経済の構造調整を活性化させること。 (2) 測定方法 (イ) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けた取組の加速について勘案して判断する。 (ロ) 在外公館からの実績報告等において、具体的な成果を確認し企業支援の取組の有効性について勘案して判断する。 (ハ) 対日投資残高について勘案して判断する。

政策評価結果を受けて 改善すべき点	【１．多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】 (イ) 今後も引き続き、閣僚級及び事務レベルでのあらゆる形式を用いて、WTOドーハ・ラウンド交渉を加速させる。 (ロ) E P Aに関しては、東アジアおよびアジア太平洋地域における広域経済連携の枠組みの研究や検討にも引き続き積極的な参加及び貢献を行っていき、また、発効済みのE P Aの着実な実施に取り組んでいく。
	【２．グローバル化の進展に対応する国際的な取組】 国際経済秩序の形成及び国際的政策協調のため、引き続き積極的参画を行う必要がある。G 8は、国際社会が直面する重要課題への対応にあたり強い指導力を発揮しており、日本にとって望ましい国際環境を形成するため、引き続きG 8サミットのプロセスに積極的に取り組んでいく。G 20は、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」であり、世界経済の持続的な発展を確実なものとするため、引き続きG 20サミットのプロセスに積極的に貢献していく。また、世界的な金融・経済危機を踏まえ、OECDにおける関連諸活動に更に積極的に参画していく。
	【３．重層的な経済関係の強化】 (イ) 我が国の今後の発展及び安定を図る上で、アジア太平洋地域は世界の成長センターであり、我が国との経済的結びつきが強いAPEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や、価値観の共有を促進することが重要である。これまで我が国は、APECを通じた経済協力に積極的に関与してきた結果、具体的な成果を上げており、域内経済協力の一層の強化に引き続き取り組んでいく。 (ロ) EUが、巨大な単一市場としての存在感を増し、国際的なアジェンダ・規制のグローバルな基準設定の主体ともなりつつある中、EU各機関への働きかけ、EUの変化への対応に更にきめ細かく取り組む。また、現下の国際的な経済危機の中、日欧が協調・率先して危機克服の努力を進める。
	【４．経済安全保障の強化】 エネルギー・鉱物資源・食料を巡る新たな情勢を受け、我が国への資源安定供給及び国際市場・貿易システムの安定化に向けた取組を強化する。また、漁業交渉をより主導的に進めていくとともに、国際協力を推進する。
	【５．海外の日本企業支援と対日投資の促進】 (イ) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けた交渉を主要交渉参加国と連携をとりつつ、より一層加速する。また知的財産担当官会議の開催関係機関との連携等を通じた知的財産担当官の対応力を更に強化する。 (ロ) 官民を挙げてインフラ整備支援の観点も含めて、在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、日本企業支援体制をさらに充実させていく。 (ハ) 平成22年までに対日直接投資残高をGDP比5%程度とするための取組を強化するとともに、2020年までに対日直接投資を倍増させる。
	【１．多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】 (イ) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化する。 (ロ) これまでに発効した多数のE P Aにつき、その着実な実施に取り組む。
	【２．グローバル化の進展に対応する国際的な取組】 国際経済秩序の形成及び国際的政策協調のための積極的参画を行うべく、平成23年度はフランスで開催予定のG 8・G 20サミットについては、その準備会合等をはじめ、サミット・プロセスにおける議論に積極的に取り組んでいく。また、OECDにおいては、OECDによる世界経済の分析、及び政策提言をサポートするために我が国として貢献する必要がある。

評価結果の予算要求等 への反映状況	【3. 重層的な経済関係の強化】 (イ) 2011年APEC議長の米国と協力して、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障等の分野における各種プロジェクト等を通じた域内経済協力の強化に取り組む。 (ロ) 将来の課題である日EU・EPAも念頭に、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、規制改革、投資分野のイニシアティブの実施を図る。このため、アジア太平洋地域における経済連携の進展にも留意しながら、日EU間の既存のメカニズムをより有効に活用していく。
	【4. 経済安全保障の強化】 (イ) 国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、資源生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係を維持・強化する。 (ロ) 国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用を拡充していく。 (ハ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進を継続していく。
	【5. 海外の日本企業支援と対日投資の促進】 (イ) 近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、日本企業が深刻な悪影響を受けており、各国との協力関係を築くことが重要となってくる。それには、広く海外の模倣品・海賊版対策の法制及び法執行状況を調査する必要がある。 (ロ) グローバル化が進展する中、企業の海外での活動は一層活発化しており、平成21年12月に策定された「新成長戦略(基本方針)」に規定されているとおり、インフラ整備支援の観点も含め、日本企業の海外でのビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動に対する支援を強化していく。 (ハ) 直接投資の促進が各国経済の発展には極めて重要であるとの認識に立って早期の投資協定の締結に向けた具体的な作業を更に前進させる。

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際経済に関する取組					番号	8		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	262,155	252,522	▲ 1,182
	A	2	一般	外務本省	分野別外交費	アジア太平洋経済協力閣僚会議等の開催等に必要な経費 (前年度限り)	9,291,990	0	
	A	3	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	158,410	54,078	
	A	4							
	小計						9,712,555	306,600	▲ 1,182
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
	小計								
合計						9,712,555	306,600	▲ 1,182	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国際経済に関する取組					番号	8		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
日欧経済協力推進費	A	1	12,757	10,300	▲ 2,457	▲ 1,182	▲ 1,182	▲ 1,182	【欧州委員会等実務者招へい】 政策評価結果及び執行状況等をふまえ、戦略的実務者招へい事業への統合 を行い事業の効率的・効果的实施を図ることとなったため、予算要求は行 わないこととした。
合計						▲ 1,182	▲ 1,182	▲ 1,182	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省経済局

政策名	国際経済に関する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 241 頁)	番号	8
政策の概要	我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－２－１ 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 Ⅱ－２－２ グローバル化の進展に対応する国際的な取組 Ⅱ－２－３ 重層的な経済関係の強化 Ⅱ－２－４ 経済安全保障の強化 Ⅱ－２－５ 海外の日本企業支援と対日投資の促進 Ⅱ－２－６ アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展 ※「Ⅱ－２－６」については、関係予算が平成 22 年度限りの経費であるため、平成 23 年度概算要求における政策評価体系からは削除。		
政策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) Ⅱ－２ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－２－１ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－２－２ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－２－３ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－２－４ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－２－５ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ－２－６ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ (必要性) 1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこのような体制を維持・強化するべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。 また、あわせて、我が国は、我が国の貿易の 4 割を占める東アジア諸国を中心に、EPA 締結による経済連携強化に積極的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化・円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。さらに、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。 2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について (1) 金融・経済危機や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G 8 サミットは、主要先進国の首脳が集まりとして、重要な地球規模の課題に率先して取り組ん		

であり、国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際的な金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。

したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するためには、我が国がこれらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導していくことが必要不可欠である。

(2) OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。

中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機の余波が続く中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

(イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ) 経済分野では、気候変動や感染症等のグローバルな課題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に貢献する必要がある。

(ハ) アジアにおいて欧州と価値観を共有する日本が、アジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(2) EU

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」の 10 年間の期限が平成 22 年を以て終了するところ、今後 10 年の日・EU 関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU 間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、近年の資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、気候変動等により、資源を巡るパラダイムは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

(4) 平成 17 年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

6. 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

(1) APEC はアジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し、世界の人口の約 4 割、GDP 及び貿易量の約 5 割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 7 割、APEC の域内貿易率が約 7 割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(2) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(効率性)

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

第 7 回 WTO 定例閣僚会議においては例年と比べ出張者を絞り込みつつも、武正外務副大臣と各国閣僚とのバイ会談等をアレンジした。また、各種交渉への精力的な取組を通じ、我が国は WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA

相手国との交渉を着実に進めた結果、新たな EPA が発効し、また、新たな国との交渉も開始した。

<無駄削減(経費節約のための取組)>

経費節約のため、WTO の交渉プロセス全般において、出張人数について絞り込みを行う等、極力効率的な手段をとるよう努めた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G 8、G 20、OECD をはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論

に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、これは、個別の二国間交渉を繰り返すより遙かに効率的であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

G8・G20 サミットでは、金融・経済危機後、開催され、定例化されることとなったG20 サミット関連会合への新たな追加的支出を予算内で行う一方、無駄な支出が生じないよう、可能な限り安価な航空券を手配する等、日常的に経費節約のための取組を行っている。また、OECDにおいてより重要な案件に取り組めるよう、日本としても案件の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、第9回外相会合、高級実務者会合、各種専門家会合等の協議の場において、全体会合への参加のみならず、ASEM 参加各国との二国間の会談等も活用しつつ、重層的な議論の展開とコンセンサスの形成に貢献し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) EU

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場において、日・EU 間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

TV 会議の有効利用により、出張費の節約を推進した（EU）。

4. 「経済安全保障の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) エネルギー・食料については、G8 ラクイラ・サミット、IEA 閣僚理事会、IEF 閣僚級会合、FAO 世界食料安全保障サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、IRENA 憲章への署名を実現し、その発足に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

(2) 漁業については、「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」を締結し、同条約に加入した。第61回IWC年次会合において、次回会合での合意形成に向けた枠組みを強化することができたほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、関係国でしかるべき措置がとられるよう働きかけ、発表するに至った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が3回行われ、知的財産担当官会議が中南米地域及び南西アジア地域でそれぞれ初めて開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成 21 (2009) 年 APEC 首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略等の分野で成果を得るとともに、同年 12 月の APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合、平成 22 (2010) 年 2 月の第 1 回高級実務者会合を成功裏に開催した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的だった。

＜無駄削減（経費節約のための取組）＞

出張などに行く人数・回数を減らし、必要最小限にとどめた。

(有効性)

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄をさらに実現するためにも有効である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成 21 年度に発効したスイス及びベトナムとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約 99%、及び約 92%の関税が 10 年以内に無税となる。また、現在交渉中のインド、ペルー、豪州及び湾岸協力理事会 (GCC) との EPA/FTA 交渉においても幅広い分野における自由化を目指している。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G8 サミットは、先進首脳国かつ主要ドナー国の首脳の集まりであり、その議論は様々な課題に対する国際的な議論を主導している。また、G20 サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」であり、金融・経済問題を議論する極めて重要な場となっている。

このように両サミットは、国際社会全体へ多大な影響力を有しており、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている。したがって、我が国が両サミットにおける議論に積極的に参加し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。

(2) OECD におけるルール作り及び政策分析・提言に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。

また、OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進にもつながる。その結果、世界標準に照らし対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して、各種専門分野別の会合において議論を深めていくことが有効である。

(2) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある、この

観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間での経済関係の協定の締結及び実施、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源につき、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(ロ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

(2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も必要である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会(IWC)において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが必要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA、仮称)につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。さらに、一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

(3) 平成 21 年末の対日直接投資残高は、19.6 兆円(一次推計値、GDP 比約 4.1%)まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

(4) ウズベキスタン(9月)及びペルー(12月)との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス(9月)との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定(EPA)が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会(GCC)との間でも、投資に関する規定を含む EPA/FTA について交渉中である。

6. 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題

に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

(反映の方向性)

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、4月のケアンズ・グループ閣僚会合、5月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会、6月のアジア太平洋経済協力（APEC）貿易担当大臣会合等の閣僚レベルでの議論の機会を見据えつつ、早期妥結を目指して引き続き精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止については、G20 ロンドン・サミット、G8 ラクイラ・サミット、G20 ピッツバーグ・サミット等における首脳間での合意を履行すべく、引き続き WTO における監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想といった東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、これまでの交渉により発効した EPA につき、その着実な実施に取り組む。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。具体的には、平成 21 年度に開催された G8・G20 サミットのフォローアップを確実に行うと共に、平成 22 年度にカナダで開催される G8 ムスコカ・サミット及び G20 トロント・サミット、韓国で開催される G20 ソウル・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECD については、国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調に貢献する。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ASEM

平成 22 年 10 月にブリュッセルで開催予定の第 8 回首脳会合の成功と我が国の貢献に係る取組に重点を置きつつ、高級実務者会合や各種専門家会合等の準備プロセスへの積極的な参加、アジア欧州財団（ASEF）との協力等を通じて、現在の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

(2) EU

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU 経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU 間の貿易・投資の拡大を図る。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な資源の需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引

き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における農業投資の行動原則の策定に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

(2) 平成 21 年 12 月に策定された「新成長戦略（基本方針）」に基づく、官民をあげてインフラ整備支援の観点も含めて、在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。

(3) 平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5 %とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

(4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。

6. 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

平成 22(2010)年は先進エコノミーによるボゴール目標の達成年であり、本年の APEC 議長として、透明性と信頼性を確保して同目標の達成評価のプロセスを進めていく。その上で、こうした土台に立ち、アジア太平洋地域の更なる発展に向けた道筋を描くべく、議論をリードしていく。

具体的には、地域経済統合の推進、成長戦略の策定、人間の安全保障の強化及び経済・技術協力の強化に向けて、11 月の APEC 首脳会議において目に見える具体的な成果が得られるよう、積極的にイニシアティブを発揮していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(目標の達成状況)

〔目標〕 我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

本政策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

自由貿易体制の強化の観点からは、WTOドーハ・ラウンド交渉について、平成21年7月のラクイラでのG8+5首脳会合や同年9月のピッツバーグでのG20首脳会合で、「2010年の交渉妥結の追求」という政治的メッセージが発出されたことを受け、同年9月のインド主催非公式閣僚会合が開催され、その後高級事務レベル会合が月1回のペースで開催されるなど、議論の進展が図られた。また、自由貿易体制を維持する観点から、保護主義の抑止について、G20ロンドン・サミット、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミットを始めとする首脳会合において、保護主義的な動きをけん制する強いメッセージが相次いで発出されるとともに、また保護主義の抑止に向け様々な取組が行われた。さらに、WTO紛争解決手続に当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争をルールに基づいて解決し、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するよう努めた。

経済連携協定(EPA)については、平成21年度には、ベトナム及びスイスとの協定が発効に至り、ペルーとの間で交渉が開始されるなど、前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究や検討作業が進められ、我が国もその検討に積極的に

参加したほか、日中韓自由貿易協定（FTA）の産官学共同研究が立ち上げられるなど、進展が見られた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

（１）G 8 サミットでは、我が国は平成 20 年度に我が国で開催したG 8 北海道洞爺湖サミットで合意した事項のフォローアップを着実に行うと共に、平成 21 年度のG 8 ラクイラ・サミットにおける議論に積極的に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 サミットでは、我が国は平成 21 年度に開催されたG20 ロンドン・サミット及びG20 ピッツバーグ・サミットにおいて積極的に議論に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。こうした両サミットにおける貢献を通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。

（２）我が国は、OECD に関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

（１）第 9 回外相会合（平成 21 年 5 月、於：ハノイ）、第 8 回 ASEM 首脳会合（平成 22 年 10 月、於：ブリュッセル）の準備プロセスとしての全体高級実務者会合、開発問題等各種分野にかかる専門家会合等に参加し、世界経済金融危機や気候変動等のグローバルな課題に係る議論に建設的に関与した。また、新型インフルエンザ対策について主導力を発揮した。

（２）我が国が ASEM セミナー「学びあうアジアと欧州－21 世紀におけるアジア・欧州協力（ASEM 8 へ向けて）－」（平成 22 年 3 月）を主催し、アジア・欧州間の経済開発を含む人的交流の重要性を確認した。

（３）日・EU 定期首脳協議、日 EU ハイレベル協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。特に、第 18 回日 EU 定期首脳協議（平成 21 年 5 月）において、国際的な課題について日・EU が共同でリーダーシップを発揮していくこと、新たな日・EU 経済関係強化の方向性を打ち出すための検討を開始することで一致するなどの成果が得られた。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

（１）エネルギー・鉱物資源価格が乱高下する中、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G 8、G20 等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。再生可能エネルギーの国際的普及に貢献するため、新たに設立される国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章を署名するとともにその設立準備に積極的に関与した。「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給の確保に努めた。

（２）食料価格高騰や世界経済危機により、世界の栄養不足人口が10億人を超えたとされる状況を受け、G 8 ラクイラ・サミットや国際連合食糧農業機関（FAO）が主催した世界食料安全保障サミット等の機会を通じて途上国の農業開発に関する国際的枠組みの強化に貢献した。また、我が国から海外への農業投資の促進に関する関係省庁・機関会議を主催し、平成21年8月には「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を取りまとめた。これと並行して、責任ある国際農業投資に関する原則作りを主導し、同年9月にはニューヨークで高級実務者会合を主催し

た。

(3) 漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導し、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) における大西洋クロマグロ総漁獲可能量の対前年比約 4 割削減、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) における初めての太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。

捕鯨問題では、第 61 回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合において、平成 22 年 6 月の第 62 回 IWC 年次会合における包括的合意に向けたサポート・グループ (SG) 設立に貢献し、SG 及び二国間の場で積極的に議論を行ってきた。また、調査捕鯨に対する妨害活動に関し、IWC のほか、首脳・外相会談等の機会において関係国に必要な措置をとるよう強く要請した。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

以下に示すとおり、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA, 仮称) の早期実現に向けて平成 20 年 6 月より条文案をベースとした交渉を開始し、平成 21 年中には 3 回の関係国会合を開催した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産権侵害問題の対策・協力の強化を行った。

日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成 18 年度に設置した日本企業支援センターの見直しを行い、タイ及びインドの大使館において同センター業務を継続すると共に、モンゴルの大使館において新規に同センター業務を開始し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成 21 年末の対日直接投資残高が 19.6 兆円 (一次推計値, GDP 比約 4.1%) まで伸びた。

(4) ウズベキスタン (9 月) 及びペルー (12 月) との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス (9 月) との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会 (GCC) との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。

6. 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

(1) シンガポールで開催された APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、域内の経済協力の促進に寄与した。具体的には、平成 22 (2010) 年の先進国・地域 (エコノミー) によるボゴール目標達成評価のための作業計画について合意されたほか、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想の実現のためのあり得べき道筋の検討が実務者に指示された。また、APEC 地域における長期的かつ包括的な成長戦略の策定が必要であるとの認識が共有され、成長戦略を策定するためのプログラムを具体化させることが合意された。

(2) 平成 21 (2009) 年 12 月には、平成 22 (2010) 年の APEC 議長として、日本 APEC シンポジウム及び非公式高級実務者会合を開催し、日本 APEC の主要テーマについて産官学の有識者による意見を聴取するとともに、高級実務者による議論を開始した。また、平成 22 (2010) 年 2 月には第 1 回高級実務者会合を開催し、2010 年日本 APEC の優先分野として、①地域経済統合の推進、②成長戦略の策定、③人間の安全保障の強化、④経済・技術協力の強化を掲げることに合意を得るとともに、これらの分野について我が国が示した議論の叩き台を基に、11 月の首脳会議における成果に向けた検討・議論が開始された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「新成長戦略（基本方針）」	平成 21 年 12 月 30 日（閣議決定）	（３）アジア経済戦略 ・ 2010 年 APEC ホスト国として貿易・投資の自由化を積極的に推進。我が国としての FTAAP（ロードマップ）策定 ・ 官民あげての鉄道，水，エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発
	第 174 回国会鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	多角的な自由貿易体制の強化が第一の利益であることを確認しつつ地域の経済協力を進める必要があります。 気候変動の問題については，地球環境問題とエネルギー安全保障とを一体的に解決するための技術協力や共同実証実験，研究者交流を日米で行うことを合意しています。
	第 174 回国会岡田外務大臣外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	本年，日本はアジア太平洋経済協力会議（APEC）の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊密に連携し，アジア太平洋地域の更なる繁栄に向け，新たな時代にふさわしい A P E C を構想してまいります。 私たちの政権は，東アジア共同体構想という長期的なビジョンを掲げています。具体的には，貿易・投資，金融，環境，エネルギー，開発，災害救援，教育，人の交流，感染症などの分野で，開放的で透明性の高い地域協力を推進してまいります。 （各国・地域との関係の強化） 基本的価値を共有する欧州は，グローバルな課題への対応や，政治・経済いずれにおいても，日本にとって重要なパートナーです。統合を深める欧州連合（EU）や，欧州各国との連携を深めるべく，外相間でも緊密に連携してまいります。 （世界経済） 世界経済の回復と持続的成長を確かなものとするため，他の主要経済国と連携して取り組んでまいります。

			世界経済はいまだ回復の途上にあります。保護主義の台頭を防ぎつつ、世界経済の回復と持続的成長を確かなものとするため、他の主要経済国と連携して取り組んでまいります。世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉や、インド、EU などとの EPA 交渉を政治主導で加速化します。
--	--	--	---